

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 3 9 号

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 8 条（略） (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第 10 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達	第 1 条～第 8 条（略） (乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件) 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等) 第 10 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達

現行	改正案
成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) 第 11 条・第 12 条 (略) (虐待等の防止) 第 13 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条・第 15 条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第 16 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了</u>に関する事項及び <u>利用に当たっての留意事項</u> (8)～(11) (略) 第 17 条 (略) (秘密保持等) 第 18 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第 19 条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第 20 条 (略)	成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) 第 11 条・第 12 条 (略) (虐待等の禁止) 第 13 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条・第 15 条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第 16 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了</u>に関する事項<u>その他の利用に当たっての留意事項</u> (8)～(11) (略) 第 17 条 (略) (秘密保持等) 第 18 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第 19 条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第 20 条 (略)

現行	改正案
2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は同法第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
第 21 条～第 25 条 (略)	第 21 条～第 25 条 (略)
(準用) 第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u>	(準用) 第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。_____
(電磁的記録) 第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその_____職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想	(電磁的記録) 第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の</u>職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想

現行	改正案
定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
第 28 条（略）	第 28 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。